

## 第2回くりはら親善大使派遣事業実施要項

### 1 目 的

海外の生活や文化、風土等の直接体験と現地の中学生との交流をとおして、異文化理解の重要性を知る機会とし、将来を担う国際的視野を持った人材を育成する。

また、事業を通じて、個々の個性を認め合い、交流や協力することの重要性を学び、自主性及び協調性を育む機会とする。

### 2 主 催

栗原市 栗原市教育委員会

### 3 事業概要

- (1) 海外研修 令和7年（2025年）12月21日（日）  
～12月25日（木）4泊5日
- (2) 訪問先 台湾南投市、台北市



- (3) 団員構成 一般団員20人以内…栗原市に在住する中学2年生及び義務教育学校8年生（市外中学校に通学する者も含む）  
特別団員6人 …団長、指導団員、事務局団員、調整・通訳

#### (4) 研 修

① 国内研修 出発前に、団員相互の連帯意識を深めるとともに、海外研修で必要な知識や団体生活での心構えを学ぶための研修を行う。また、海外研修後にその研修の成果を広めるため、研修のまとめを行う。

#### ② 海外研修

- ・台湾南投市の歴史・地理・文化・生活・風土等を体験し、日本（栗原市）との相違点を学ぶ。
- ・「防災教育」をテーマに、栗原市が今後も震災等の自然災害の教訓を活かしたまちづくりに取り組み、自然資源豊かな街として持続的に発展するために、異国の自然、風土を直接体験し、中学生の視点でどう向き合ったら良いかを考えるきっかけとする。
- ・現地の中学生との学習交流等を通じ、学習等の状況及び台湾中国語を直接体験する。
- ・「9. 21地震教育園區」や「故宮博物院」等を見学し、防災意識を高め、台湾の歴史等について学ぶ。

	期 日	内 容
第1回国内研修	8月22日（金） 19：00～21：00	結団式、 事業概要説明、 海外渡航手続き等業者説明 栗原市若柳公民館
第2回国内研修	10月12日（日） 10：00～12：30	講義、 学校交流説明 栗原市若柳公民館
第3回国内研修	11月23日（日） 10：00～12：30	講義、 行程・持ち物等業者説明 栗原市若柳公民館
海外研修	12月21日（日）～ 12月25日（木）	学校交流、視察研修 台湾南投市、台北市
第4回国内研修	1月17日（土） 10：00～14：30	研修の振り返り、 まとめ発表会、 解団式 栗原市若柳公民館

※日程詳細は、各中学校年間行事決定後に決定することとし、また、決定後に変更する場合もある。

- ③ その他
- ・研修の日程及び内容は、変更になる場合もある。
  - ・国内研修には、部活動（対外試合を含む）等の日程を調整のうえ、全日程参加（学校行事等は要相談）すること。

## 4 経 費

一般団員の保護者は、次の経費を負担する。

- (1) 参加負担金 50,000円
- (2) その他経費 旅行損害保険、国内研修経費、パスポート取得経費など
- (3) 納入方法 参加者負担金は、一括納入または分割納入で市が定める期限までに納入する。

## 5 一般団員の募集と選考

- (1) 一般団員の募集及び選考は、別に定める「一般団員募集・選考要領」による。
- (2) 申込みは、令和7年6月2日（月）から令和7年6月30日（月）までとし、7月27日（日）に面接会を開催する。

※申し込み書類は、栗原市のホームページからもダウンロードできます。

- (3) 選考の結果は、本人及び保護者、在学中学校に通知する。

## 6 一般団員の資格取り消し又は辞退

- (1) 団員として不適格と認められた場合は、出発前、出発後を問わず、団員としての資格を取り消すものとする。また、その際は、支出済みの経費及びキャンセル料等の経費の一部又は全部を、当該団員の保護者が負担するものとする。
- (2) 参加負担金は、市が定める期限まで納入することとし、納入されない場合は、団員としての資格を取り消すものとする。
- (3) 海外研修出発後に、団員としての資格を取り消したとき、または団員の責めによる傷病等により団と同一行動を取ることが不可能となったときは、帰国まで要する経費の一部又は全部を当該団員の保護者が負担するものとする。

## 7 天災事故等

市は、天災、陸海空における不慮の災害、罹病及び事故又は市が管理し得なかった不可抗力による火災及び事故等の損害の責任は負わない。

## 8 海外研修中の緊急時の対応

渡航先等において体調不良となり、医師の診断が必要と思われる時は、現地の医療機関を受診する。その後、医師の診断等を総合的に考慮し、活動への復帰を判断する。

体調が回復せず、研修期間を超える対応が生じた場合は、保護者に協力を依頼することを承知願う。

## 9 事業の中止について

渡航先等において、団員に重大な健康被害や危害が及ぶような事態（感染症のまん延や治安情勢の悪化）により、事業を中止する場合がある。

## 10 一般団員の保護者に対する説明会

一般団員の保護者は、第1回及び第3回国内研修の際、必ず一般団員と同伴で出席し事業の説明を受けなければならない。